**アチーブ進学会　特待生活動報告書（中間）**

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| **学　校** | **（例）アチーブ中学校** | **氏　名** | **（例）アチーブ 綾乃介** |
| **学　年** | **（例）３年** | **会員番号** | **（例）0123** |
| **コース****(□で囲う)** | **Dash** | **JuniorTARGET** | **Victory** | **TARGET** | **Glory** | **SATELINE** | **その他** |

## **Ⅰ.これまでの実績と今年度の成果**

(申請時に記入した活動目標の大まかな内容)

○○○○○○・・・・

### **１.学業成績(アチーブ・学校など)についての活動実績と成果**

（例）20○○年5月　第１回公開テスト　５教科合計423点（偏差値64.2）

○○○○○○・・・・

### **２.検定，資格，コンクール，学会発表等，学校外成績についての活動実績と成果**

（例）20○○年5月　漢字検定３級合格

○○○○○○・・・・

### **３.アチーブの活動への協賛・貢献についての実績と成果**

（例）20○○年６月　進学説明会でイベント係として○○の役割を果たす

（例）20○○年8月　友人（○○さん）を○○説明会／検定受験に紹介

○○○○○○・・・・・

### **４．上記以外にアピールできる点やこれまでの取り組みの様子**

（例）20○○年4月～１０月　解きまくり特訓に計○回参加

（例）20○○年5月　公開テストで合計点が前回よりも○点アップし目標を達成した

（例）20○○年8月　夏期合宿でグッドアチーバー賞に選ばれた

○○○○○○・・・・・・

### **５．自己評価　　　⇒【自己評定】〔目標の○○％を達成した〕**

（例）昨年度は目標の８０％を達成した。目標として取り組んでいた○○と○○は達成できたが，○○については達成できなかった。その理由は○○だからである。だから，○○を達成していくために○○を直して○○していきたい。

※提出時は（例）や○○･･･は削除してください。

※実績と成果は今年度分を中心に記入してください。

アチーブ特待生に関する注意事項

＜申請書記入上の注意＞

〔申請書全体に関する注意事項〕

※○○○○○○・・・・に文章を記入してください。

〔Ⅰ．には「これまでの実績と成果」を記載してください〕

※記入にあたって，発生時期がわかるように月日を明記して，回数，点数，数量，順位，段位など，客観的に評価できることがらを記入してください。

※Ⅰ．－３　には，「アチーブの活動への協賛・貢献についての実績と成果」でアチーブとかかわったことがない方は，これまでにかかわったことがある教育機関・施設における実績や成果でかまいませんので自由に記入してください。ただし，内容がわかるようにできるだけ具体的に書いてください。

※Ⅰ．－５　の自己評価には、本年度中に，自己，または，家庭で掲げていた活動目標と照らして，その達成度を自己評価してください。

【自己評定の種類】

〔年間目標を大きく上回る成果を達成した〕〔年間目標を達成した〕〔年間目標の75%を達成した〕〔年間目標の50％を達成した〕〔年間目標の25％を達成した〕〔あまり達成されていない〕〔ほとんど達成されていない〕

〔提出方法〕

※特待生申請書（様式１）は２枚以内で作成し、メール添付にて提出してください。

メール送付先　achieve@academion.com

題名は　『特待生申請書：アチーブ綾乃介（氏名）』としてください。

※受付されたときは返信メールを送信します。休校日を除いて３日以内に返信がない場合は，お手数ですが，058-387-7298までお問い合わせください。

※活動報告書提出期限までに提出されない場合は，受理されません。

※実績や成果を証明できる資料を別途提出していただくことがあります。

※虚偽（うその）記載が認められた場合は，申請時にさかのぼって特待生資格が取り消されます。

このWORDファイルはアチーブ進学会ホームページの[募集要項]のページからダウンロードしてください。(<http://www.academion.com/pc/03achieve/achi03_04_2.html>)

# **アチーブ特待生規約**

第１条〔特待生の使命〕

アチーブ特待生は，アチーブ特待生規約，および，アチーブ進学会会員規約を順守して，当会教育理念と求める児童・生徒像に照らして，会員の模範となるように努めるものとする。

第２条〔資格付与期間〕

アチーブ特待生の資格付与期間は当年度３月から翌年度２月（新中３は３月）までの１２カ月（１３カ月）間とする。

第３条〔資格継続〕

翌年度以降も新たに申請を行うことで，特待生資格を継続することができる。

第４条〔活動報告〕

アチーブ特待生は，年２回（中間報告・最終報告），活動実績とその成果を所定の方法で報告する必要がある。

第５条〔資格の喪失〕

特待生資格通知後２週間を経過しても受講手続きが完了されなかったときは，特待生資格を喪失する。

第６条〔資格の停止〕

公序良俗に反する行為，怠慢，長期欠席等により特待生としての模範性を著しく欠き，または、実際の行動が申請書記載事項と著しく異なり，教員や保護者の指導や助言によっても改善される見込みがないときは，特待生資格を停止する。

第７条〔資格の取消〕

申請書記載事項に，虚偽の内容や事実と著しく異なる情報が記載されていることがわかったときは，申請時に遡って特待生資格は取り消される。

二　中間報告書・最終報告書が適正に提出されなかった場合は，申請時に遡って特待生資格は取り消される。

第８条〔資格の放棄〕

理由を添えて書面によって申し出ることで，特待生資格を途中で放棄できる。申請時コースを解除変更した場合も資格の放棄とみなされる。

第９条〔資格の喪失・取消・放棄の場合の措置〕

正当な理由なく資格喪失，資格放棄となった場合，翌年度から起算して３年間，特待生資格の申請を行うことはできない。

二　資格取消となった場合，翌年度から起算して５年間，特待生資格の申請を行うことはできない。

以上